

表 「データ産業振興および利用基本法」の主な内容

区分	主要内容
1.目的・定義 (第1条、第2条)	○データから経済的価値を生み出したデータ産業の基盤を構築することで、国民生活の質の向上と国家の経済発展に資することを法の目的として規定するとともに、データなどの関連用語を定義。
2.データ産業振興基本計画の策定 (第4条)	○政府はデータの生産・取引および活用を促すとともに、データ産業の基盤整備に向け3年ごとにデータ産業振興基本計画を策定する。
3.国家データ政策委員会 (第6条)	○公共・民間のデータ政策を取りまとめる機関の設置(委員長:国務総理)、基本計画の策定、データ生産・取引・活用に関する政策、制度の改善、データ産業振興関連政策のとりまとめなどを行う。
4.データ資産の保護 (第12条)	○人的・物的資産の相当な投資によって生み出された経済的価値を有するデータ(「データ資産」)の保護、データの無断取得、使用、公開、他人に供する行為、データ資産とされたデータの正当な権限を持たない者による除去などの禁止を規定。
5.データ価値評価支援、品質管理 (第14条、第20条)	○データ価値の評価方法および価値評価の体系、品質認証対象および品質認証基準などを策定するとともに、関連業務を担当する価値評価機関および品質認証機関を指定。
6.データ事業者申告 (第16条)	○データ取引業者、データ分析・提供事業者などは、科学技術情報通信部に申告を行い、科学技術情報通信部および関連行政機関は申告事業者に対し、財政・技術支援を行うことができる。
7.データ取引士の育成支援 (第23条)	○データ取引の専門知識を持つ者は、科学技術情報通信部にデータ取引士として登録することができる。科学技術情報通信部はデータ取引士に対し取引業務の遂行に必要な情報および教育を提供する。
8.創業支援、中小企業への特別支援 (第24条、第31条)	○データ基盤産業の活性化および企業のデータ関連能力の強化、事業化などを支援する。データ関連の各種支援策の実施にあたり、中小企業を優先的に考慮してデータの取引・加工などに必要な費用の一部を支援する。
9.専門人材の育成 (第25条)	○科学技術情報通信部長官および行政安全部長官は、データ関連の専門人材育成のための施策を策定し、科学技術情報通信部長官は専門人材育成機関を指定し、支援する。
10.データ紛争調整委員会の設置 (第34条)	○データの生産・取引・活用に関する紛争を調整する役割を担うデータ紛争調整委員会を設置する。

(出所) 科学技術情報通信部